

令和6年度ダイオキシン類環境調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）第26条の規定に基づき、県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

1 調査結果

県内の大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果、山田川（東橋）の水質（1.6pg-TEQ/L）環境基準を超過したが、それ以外の全ての地点で環境基準を達成した。

表1 調査結果の概要

区分(単位)			地点数	調 査 結 果	環 境 基 準	超過地点 (濃 度)	参 考 R5 年度
大気(pg-TEQ/m ³)			10	0.0068 ～ 0.021	0.6	なし	なし
公 共 用 水 域	水 質 (pg-TEQ/L)	河 川	24	0.022 ～ 1.6	1	山田川 (1.6)	なし
		湖 沼	4	0.15 ～ 0.58			
		海 域	1	0.029			
	底 質 (pg-TEQ/g)	河 川	22	0.21 ～ 34	150	なし	なし
		湖 沼	3	15 ～ 23			
		海 域	1	0.52			
地下水(pg-TEQ/L)			22	0.015 ～ 0.45	1	なし	なし
土 壌(pg-TEQ/g)			22	0.0033 ～ 7.8	1,000	なし	なし

2 環境基準超過地点の原因究明調査

調査の主体である国土交通省関東地方整備局に聴取を行ったところ、検出された同族体構成比から、過去に流域で使用した農薬由来のダイオキシン類を含む、水田由来のSSが主たる汚染原因と考えられると回答を得た。また、昨年度発覚した原因としては、調査時期の変更（9月→5月）に伴う影響が考えられるとのこと。

さらに、山田川について周辺の調査を行った結果、流域にダイ特法に基づく特定施設や小規模焼却炉は存在しなかった。また、上流3地点で追加の水質調査を実施予定。

3 今後の対応

引き続き、河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとともに、事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の徹底について指導を実施する。